

令和 7 (2025) 年度第 3 回みよし市行政評価委員会 次第

と き：令和 7 (2025) 年 10 月 6 日 (月)

午後 1 時 30 分から

ところ：市役所 6 階 601・602 会議室

1 挨拶

2 議題

(1) 外部評価シート評価結果のとりまとめ

資料 1

(2) 行政評価報告書の作成について

資料 2

3 報告事項

令和 6 (2024) 年度外部評価対象事業の実施状況について

資料 3

外部評価シート一覧表

資料1

①在宅医療連携推進事業（長寿介護課）

妥当性	行政が公費を投入して実施することが妥当か（対象を見直すことはできないか）	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である
		在宅医療は高齢化が進む社会にとって重要な施策であり、助成を継続かつ充実する必要がある。	今後在宅介護の増加が見込まれる。みよし市の目指している健康で生き生きした暮らしに行政の対応は必要不可欠なものとする。	在宅医療と介護の連携は重要であり、行政が実施すべきである。	市民が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅医療と介護の連携を高める環境づくりが必要である。		公共性が高く、かつ民間では実施できない事業である。
有効性	廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	一部の住民に影響がある	一部の住民に影響がある	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある	一部の住民に影響がある	一部の住民に影響がある
		対象者への適切な措置が必要であり、そのためにはデータの蓄積はもっともである。	在宅看護を受ける者やその家族、医療関係者や介護関係者であり、対象者は限定されている。		誰もが在宅医療や介護等の対象となる可能性があり、本事業の廃止・中止は大きな影響がある。		在宅療養を希望・必要とする市民にとって検査の都度、受診する必要がある、身体への負担が増大してしまう。
効率性	サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	現状のままでよい	増加させるべきだ	現状のままでよい	現状のままでよい	判断できない	現状のままでよい
		事業として将来的には充実すべきであり削減は避けるべきであろう。	登録患者の増加が見込まれ、患者と医療・介護機関との情報伝達の円滑な運営や医療体制の充実を図るべきだと考える。			在宅医療購入機器購入補助の効果がわからない。	在宅医療と介護等の連携を推進するために必要である。
	外部への委託や類似事業との統合により、事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	判断できない
		助成制度を維持すべき。	電子@連絡帳システムの運営は外部委託となっており、現状維持と考える。				往診医や訪問看護師、ケアマネジャーなど多職種が関わっている事業であるため。
公平性	受益者負担は適正か	適正である	判断できない	適正である	適正である	判断できない	適正である
		受益者の規模はそれほど大きくないので、現状で良い。	在宅介護者の医療等の受診の形態であると思うところから、費用負担にあっては判断がしにくい。			事業の効果がわからない。	多くの一般高齢者が、人生の最後を「自宅」で迎えたいと希望しているため。
総合評価 （1次評価：現状維持）		継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
評価の理由 意見・提言		一般高齢者の4割ほどが、在宅医療や介護を希望していることから、当該補助を継続すべきである。将来的には機材等の充実のために増額の必要も出てくることも予想されるが、当面は現状のまま継続すべきである。	市民アンケートにおいてもわかるが、今後在宅介護を希望する者が増えると思う。病院へ受診するにもこのようなシステムがあることをPRし、在宅介護者、しいては市民が安心して暮らせるまちであることの周知を図ってほしい。	更なる活用を目指し、操作説明会の実施や啓発活動を行う。	在宅医療機器の共同利用と医療関係者及び医療機関が電子@連絡帳を活用して、専門的かつタイムリーな在宅医療の情報を活用できる環境づくりが期待される。	事業推進の効果がわからない。	在宅療養・介護等を希望・必要とする市民にとっては検査の都度、受診する必要がある、身体への負担が増大してしまうことになる。本事業は、往診医や訪問看護師、ケアマネジャーなど多職種が利用者に関する必要な情報の共有化を通じて、在宅医療と介護等の連携推進を目的としており、社会的意義が大きいと判断できる。

外部評価シート一覧表

②社会福祉団体活動支援事業(福祉課)

妥当性	行政が公費を投入して実施することが妥当か(対象を見直すことはできないか)	妥当である 社会福祉の充実には必須である。	妥当である 法令で定められた社会福祉協議会などみよし市の社会福祉を担う団体への支援はよりよい社会福祉を築き上げるのに必要だと考える。	行政の関わる範囲を広げる(対象を拡大)べき 地域福祉の推進には、社会福祉団体の活動が不可欠である。特に「中核的団体」であるみよし市社会福祉協議会の発展強化が必要である。	妥当である 地域福祉の推進のため、関係団体に対する財政支援は必要である。	行政の関わる範囲を広げる(対象を拡大)べき 福祉団体に補助し団体に任せているだけで行政ももう少し関わるべきでないか。	妥当である 福祉団体は、自主財源だけでは必要資金を賄うことができないため。
-----	--------------------------------------	--------------------------	---	---	---	---	--

有効性	廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	一部の住民に影響がある 福祉協議会所属の団体にかかわっている市民に恩恵があるため、影響は否めない。	多くの住民に影響がある 支援の廃止などは地域住民にとって影響は大きいと考える。	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある 福祉団体及び福祉事務所の自主財源は限られており、本事業の廃止・中止は福祉活動と健全な運営に大きな影響がある。	多くの住民に影響がある 支援は今後も必要	多くの住民に影響がある 市の福祉活動に負の影響がある。
-----	----------------------	--	--	-------------	---	-------------------------	--------------------------------

効率性	サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	現状のままでよい 削減することによって、関係する福祉活動に影響があり、市民生活に多少とも齟齬が出る可能性がある。	現状のままでよい 各団体の現状での運営費の支援であり、現状維持が妥当と考える。ただし、みよし市社会福祉協議会は市との福祉行政運営のつながりが強いとため、市との人事交流、福祉サービスの向上に努めてほしい。	増加させるべきだ 現状の財政支援に加えて人的支援も必要である。	現状のままでよい	判断できない	現状のままでよい 同上
	外部への委託や類似事業との統合により、事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい 削減は困難性が伴う。削減する場合には社会福祉課の負担が大きくなるので、検討を要する。	現状のままでよい 事業の統合は難しいのではと考える。	判断できない	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい 地域福祉を推進するためには、社会福祉団体活動が必要不可欠である。

公平性	受益者負担は適正か	判断できない 社会福祉活動への助成金の受益者負担は考えられない。	適正である 各団体の現状は健全な運営がなされていると思われ、負担は適正だと考える。	判断できない	適正である	判断できない	適正である 同上
-----	-----------	-------------------------------------	--	--------	-------	--------	-------------

総合評価 (1次評価:現状維持)	継続して実施	継続して実施	拡大	継続して実施	継続して実施	継続して実施
評価の理由 意見・提言	社会福祉協議会関連の補助金は関係する市民が多数ではないものの、サービス低下の恐れもあり、現状では継続して問題はない。	みよし市の地域福祉を担う団体への支援は、今後みよし市の豊かに暮らせるようにみんなで助け合う社会構成に必要なことと考える。特にみよし市社会福祉協議会とみよし市との職員の人事交流や政策実施の連携は一層の福祉向上が図られるものと思う。	みよし市の地域福祉の推進には、みよし市社会福祉協議会の発展強化が必要であり、財政的支援に加え、人的支援を行う。社会福祉協議会の法人経営部門に市職員を派遣し、支援する。また、社会福祉協議会の職員を市役所に受け入れ研修させる支援を行う。	社会福祉協議会に事務局をおく遺族会を始め一部団体の解散を機として、地域福祉の中核団体である社会福祉協議会が取り組む事業の精査・整理が望まれる。	それぞれの団体は補助金と個人負担会費等で運営していると思う。今後も継続して補助すべきである。	本事業は、社会福祉団体に対する財政支援を通じて、地域福祉を推進するものであり、十分にその必要性は認められる。しかしながら、更なる社会福祉団体の健全な運営や活発化のためには、市からは財政支援だけではなく、人的支援等の他の支援も必要と思われる。

外部評価シート一覧表

③都市公園整備事業（公園緑地課）

妥当性	行政が公費を投入して実施することが妥当か（対象を見直すことはできないか）	妥当である 公園事業は緑の保全や市民のスポーツ活動や休息・休憩の環境を整えたり、子供たちの遊び場や遊具の確保に必要であり、市民生活の充実に繋がつている極めて重要な事業である。	妥当である 公園等のインフラ整備はみよし市にとって魅力あるまちを造るために必要なことと考える。都市計画税の充当事業であり、都市計画に基づく事業でもあることから妥当と考える。	妥当である 都市公園整備事業を始め、街路事業、公園事業、下水道事業及び区画整理事業への都市計画税の充当が適当かを見るため評価対象とした。	妥当である 都市公園は、市民の憩いと健康づくりの場であり、行政が積極的かつ継続的に整備する必要がある。	妥当である 計画的に整備	妥当である 公園は、基本的に誰もが無料利用できる施設であるべきである。
有効性	廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	多くの住民に影響がある 多くの市民の日常生活にとって影響があると考えられる。	多くの住民に影響がある 多くの市民にとってニーズの高い公共施設であり、多くの住民に影響があると考えられる。	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある 都市公園は、多くの市民が利用する公共施設であり、本事業の廃止・中止は市民に大きな影響がある。	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある 広く社会一般的に市民の憩いの場として定着しているため。
効率性	サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	現状のままでよい 諸物価高騰の現状では削減は極めて困難である。	現状のままでよい 事業計画作成において、より多くの市民の意向を吸い上げる努力をしていただき、都市計画税を充当する事業であることを認識しつつ事業実施をしてほしい。	現状のままでよい	増加させるべきだ 市民が集い楽しく遊べる公園施設のさらなる充実が期待される。	現状のままでよい	現状のままでよい 定期的かつ適切なメンテナンスや時代に応じた市民ニーズに対応していく必要性があるため。
	外部への委託や類似事業との統合により、事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい 一部委託されている。	現状のままでよい 計画作成は外部委託で行われている。	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい 同上
公平性	受益者負担は適正か	適正である 利用施設によっては受益者負担もあり得る。	住民負担を増やす（設定する）べきだ 市民全てのための事業であり、受益者の判断が難しいが、公園敷地内の有料利用施設における修繕は利用料収入から充当すること（既に充当しているかも）が望ましいと思う。	受益者がいない	判断できない 受益者が特定できない。	適正である	適正である
総合評価 （1次評価：現状維持）		継続して実施	継続して実施	改善	継続して実施	継続して実施	継続して実施
評価の理由 意見・提言		市民の憩いの場確保やスポーツ促進と健康維持のためには必要な事業である。今後、人口減少も想定されるので、将来的には見直しも考えられよう。30年くらいの長期的な視野での計画も必要である。	都市計画税を充当している事業であることを認識し、市民にとって一層住みよいまちづくりを目指し、みよし市の都市計画税を策定して事業実施をしていってほしい。	都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業を行う市町村が、その事業に必要な費用を充てるために課する税金である。都市計画税を課するか否か、あるいは、その税率をどの程度にするかについては、地域における都市計画事業等の実態に応じ、市町村の自主的判断に委ねられている。みよし市における都市計画税の用途は、街路事業、公園事業、下水道事業及び区画整理事業である。したがって、市内の街路公園、下水道の整備状況及び区画整理事業の計画を踏まえ、都市計画税の課税のあり方を検討する必要がある。また、都市基盤整備の受益は市全体に及ぶものであり、税負担の公平性の視点からも検討する必要がある。	都市公園整備に関する基本計画に基づき、国県補助金を確保し、順次、本事業を展開する必要がある。	整備計画のとおり、国県の補助金を受けて整備が必要	本事業の必要性は、十分に高いと認められる。公園は、広く社会一般的に市民の憩いの場として定着している。加えて、今後も定期的かつ適切なメンテナンスやその時代の市民ニーズに対応していく必要性があると思われる。

外部評価シート一覧表

④都市計画道路整備事業(道路河川課)

妥当性	行政が公費を投入して実施することが妥当か(対象を見直すことはできないか)	妥当である 道路事業は市民生活や経済活動にとって欠くべからざる事業であり、公費投入は当然である。	妥当である 都市計画税道路の整備事業であり、都市計画税が充当されるなど妥当と考える。	妥当である 都市公園整備事業を始め、街路事業、公園事業、下水道事業及び区画整理事業への都市計画税の充当が適当かを見るため評価対象とした。	妥当である 都市計画道路は幹線道路網として、市民生活と経済活動の基盤を担う重要な都市基盤となるため、行政が積極的かつ継続的に整備する必要がある。	妥当である 計画的に整備	妥当である 都市計画道路は、市民の生活や経済活動の基盤となる重要な公共インフラである。
有効性	廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	多くの住民に影響がある 社会資本の充実によって市民社会が向上し、市民生活への恩恵が確保されている。	多くの住民に影響がある 道路渋滞の解消のための道路とのこと。多くの住民に影響があると考える。	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある 都市計画道路は、多くの市民が利用し経済活動を支えるため、本事業の廃止・休止は市民と商工業者に大きな影響がある。	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある 渋滞の発生や経済活動の停滞の原因になる可能性が大きい。
効率性	サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	現状のままでよい 困難である。	現状のままでよい 今年度は用地買収の調査段階であり、現状のままでよいと考える。	現状のままでよい	増加させるべきだ 幹線道路網として、都市計画道路の早期整備を進め、都市機能のさらなる充実を図る必要がある。	現状のままでよい	現状のままでよい 市民の生活や経済活動の基盤となる重要な公共インフラである。
	外部への委託や類似事業との統合により、事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい 外部委託は困難である。	現状のままでよい 調査事務が委託されており、仮に職員が複数名この事務を担当することを思うと現状がよいと考える。	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい 土地買収や補償の交渉は長期化しやすく、リスクが高いため、外部委託には不向きである。
公平性	受益者負担は適正か	判断できない 有料化不可能で徴収が困難である。	受益者がいない 都市計画税の整備事業であり、受益者の判断が難しい。	適正である	判断できない 受益者が特定できない。	適正である	適正である 市民の生活や経済活動の基盤となる重要な公共インフラであるため。
総合評価 (1次評価:現状維持)		改善	継続して実施	改善	継続して実施	継続して実施	継続して実施
評価の理由 意見・提言		道路の充実を図り、市民生活を向上するためには、土地の取得も必要であるので、予算的に改善(増加も含めて)も必要であろう。	みよし市が目指す快適で暮らしやすいまちづくりにおいて、道路の渋滞緩和は道路行政上重要度が高い。都市計画道路であり、都市計画税も充当される事業であるので計画的かつ市民の意向も踏まえ整備を図ってほしい。	都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業を行う市町村が、その事業に必要な費用を充てるために課する税金である。都市計画税を課するか否か、あるいは、その税率をどの程度にするかについては、地域における都市計画事業等の実態に応じ、市町村の自主的判断に委ねられている。みよし市における都市計画税の用途は、街路事業、公園事業、下水道事業及び区画整理事業である。したがって、市内の街路公園、下水道の整備状況及び区画整理事業の計画を踏まえ、都市計画税の課税のあり方を検討する必要がある。また、都市基盤整備の受益は市全体に及ぶものであり、税負担の公平性の視点からも検討する必要がある。	都市計画道路整備に関する基本計画に基づき、国県補助金を確保し、順次、本事業を実施する必要がある。	整備計画に基づいた整備を継続	本事業の重要性は、十分に高いものと認められる。都市計画道路は、市民の生活や経済活動の基盤となる重要な公共インフラである。今後の課題として、土地買収や補償の交渉は長期化する傾向にあるので、交渉の迅速化や簡略化等の方策を検討することが望まれる。

外部評価シート一覧表

⑤職員任用事務（人事課）

妥当性	行政が公費を投入して実施することが妥当か(対象を見直すことはできないか)	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である
		優秀な職員採用はみよし市にとって、20年、30年先までの発展のためには極めて重要である。	職員採用に係る経費である。	一事業者として団体の経営のため人材の獲得は必要である。	質の高い行政サービスを行うため、優秀な職員を確保する必要がある。	職員採用の任用準備等については現状でよい。受験者の能力の選考する能力が必要。	みよし市の将来を担う優秀な職員を採用するため。
有効性	廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	多くの住民に影響がある	判断できない	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある
		DX時代やIoTの導入に伴って、高度かつ充実した住民サービスを提供するには職員の高い能力が必須である。また、住民対応には高度なコミュニケーション能力が求められている。このため、採用活動が停止されると、市民生活には多大な影響がある。	継続した人材確保は行政運営上重要であると思うが、廃止等した場合住民への影響は判断できない。		優秀な職員を採用することが難しくなり本事業の廃止・中止は、行政サービスの質を低下させる。		優秀な人材の確保が困難になり、行政サービスの低下を招くリスクがある。
効率性	サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	増加させるべきだ	判断できない	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい
		優秀かつ多様な人材を確保するためには従来に増して、職員確保のための宣伝活動が求められ、担当職員の旅費や活動予算なども増加させる必要がある。	採用する側の努力次第と考える。				優秀な人材の確保が困難になるため。
	外部への委託や類似事業との統合により、事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい
		場合によっては外部業者の利用も視野に入れるべきである。	みよし市が欲する人材確保は市が責任をもって行うべきと考える。				同上
公平性	受益者負担は適正か	判断できない	受益者がいない	受益者がいない	判断できない	適正である	適正である
		受益者を特定できない。	職員採用であり、受益者がいないと考える。		受益者が特定できない。		行政サービスの低下を回避し、更なる向上を目指すためには適正である。
総合評価 (1次評価:現状維持)		拡大	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
評価の理由 意見・提言		20～30年のスパンで、みよし市の発展を期するためには優秀かつ多様な職員の確保が必要である。新規採用や中途採用、社会人採用、全国採用、Uターン採用など採用試験の時期や採用システムも多様化する必要がある。 採用活動を機能化かつ活発化するためには採用担当職員の増加など人件費やシステム導入や運営活動費などの予算拡大が求められる。	職員の継続的な採用は市の行政運営上重要なことと思う。ただし、適正な職員配置や年齢構成を意識し、人材の確保を図ってほしい。	みよし市を広くPRし、受験者を増やすよう努める。	専門的な知識と技術を有する職員を積極的に採用する必要がある。	受験者の能力や適性を見極める能力が採用側に必要。	本事業の重要性は、高いものと認められる。更なる行政サービスの向上を実現するため、時代のニーズに即応したより優秀な人材を確保する方策を検討することが望まれる。

外部評価シート一覧表

⑥公共交通推進事業(企画政策課)

妥当性	行政が公費を投入して実施することが妥当か(対象を見直すことはできないか)	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である
		福祉バスとして発足し、今や、安価な交通手段として普及し、市民の足としての役割を担っている。	当初社会福祉バスとして導入されたとのこと。名鉄バスでは利用困難な市民の足となり、また、障がい者や高齢者の福祉サービスとしての市となっていることだと思うと、妥当であると考ええる。	市民の移動手段として必要であり、行政が実施せざるを得ない。	公共交通空白状態の解消のため、平成13年度に福祉バスとしてスタートしており、地域公共交通として利便性を高める必要がある。		交通インフラの未整備な地域において、市民の交通手段を維持するためには行政の関与が不可欠である。
有効性	廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある
		特にお年寄り等の利用度が高くなっており、利便性確保のために、路線や便の拡大を図っている。	直接影響を受ける市民は年間37万人におよぶとのこと。		自家用車を利用できない市民の移動手段を無くすことになり、本事業の廃止・中止は市民の大きな影響がある。		円滑な市民生活に大きな支障が発生する。
効率性	サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	現状のままでよい	判断できない	現状のままでよい	現状のままでよい	判断できない	現状のままでよい
		バスの台数の増加や人件費の増加など運営コストが増大しているものの、何とか現状を維持すべきである。	市民の利便性を考え、バスの増車やバス運行システムの導入がなされ、経費増加や人件費増によるバス運行費用が今後増加すると思われるが、現用維持に努められたい。				同上
	外部への委託や類似事業との統合により、事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい
		市の負担額が大きく、いわば単独赤字事業であるため、外部委託によってサービスの低下が危惧される。	委託が妥当と考える。		現在、バスと乗合タクシー等の運行を事業者 に任せて本事業を運営している。		外部委託では、採算が合わない事業である。
公平性	受益者負担は適正か	適正である	受益者がいない	適正である	適正である	住民負担を増やす(設定する)べきだ	適正である
		いずれ、料金の改定も必要であろうが、現状維持が妥当である。将来的にコストが大幅に増大した場合には料金値上げも肝要であろう。	費用増加が見込まれ、受益者負担としての運賃の値上げも考えられるが、一方福祉バスとしての役割を考えると判断に迷う。			65歳以上の方の運賃を無料にしたことによる減収分は運賃の見直しの検討が必要でないか	円滑な市民生活を維持するためには適正である。
総合評価 (1次評価:現状維持)		継続して実施	継続して実施	改善	継続して実施	継続して実施	継続して実施
評価の理由 意見・提言		年間利用者也38万人ほどと増加して、市民の足として定着している現状を鑑みると、事業の継続は必須である。将来的にコストが増大した時には、単独事業の赤字を縮小するためには料金の値上げも検討することとなろう。利用頻度が低下している場合にはコースの変更や時間割の改定なども頻繁に検討し改善する必要があるだろう。	みよし市は快適で暮らしやすいまちを目指しており、福祉バスとして運行を開始したさんさんバスは公共交通機関として多くの市民の足として利用されている。しかし、今後事業費の増加が見込まれ、市の費用負担をどのくらい負担すべきか、また、利用者の負担である運賃をどのくらいにすべきか今後の検討材料であると考ええる。	サービスは拡大しており、事業コストも増加している。事業概要、コスト、受益者負担等の市の考え方を市民に明示し、理解を得るよう努める。	令和4年度から3路線9台でバス運行を始めて以来、年間利用者が増加しており、市民に定着した地域公共交通として、さらなる充実が期待される。	2001年に運行開始した際、福祉バスとして100円でスタート、65歳以上を無料にしたことに理解できない。	本事業の必要性は、高いものと認められる。交通インフラの未整備な地域において、市民の交通手段を維持するためには行政の関与が不可欠である。

(案)

令和7(2025)年度事務事業評価

行政評価報告書

(評価対象：令和6(2024)年度実施事務事業)

令和7(2025)年10月

みよし市行政評価委員会

目 次

- 1 はじめに P 1
- 2 評価の概要 P 2
- 3 対象事業の概要と評価結果 P 4

1 はじめに

国が発表する経済報告によると、景気は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復を支えることが期待されています。その一方で、米国の通商政策の影響や物価上昇の継続など、我が国の景気を下押しするリスクとなっており、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があるとされています。

こうした中、本市の財政状況は、不安定な世界情勢の影響や、物価高騰に伴う生産コストの上昇により、法人市民税をはじめとする歳入財源の確保は今後も厳しい状況が見込まれます。一方で、少子高齢化に伴う社会保障関係費などの経常的な経費の増加や人件費、エネルギー価格、原材料の高騰により、行政運営に係るすべての経費の上昇が見込まれ、依然として財政運営を取り巻く環境は厳しい状況となっています。こうしたことから、より効果的・効率的な行財政運営が求められています。

行政評価の取組については、その必要性や重要性から多くの自治体で進められており、みよし市においても、平成 18(2006)年度から全ての事務事業を対象とした「事務事業評価」と施策を対象とした「施策評価」を一体的に実施してきたことに加えて、平成 22(2010)年度からは、行政内部で行った評価を外部からの視点において点検・検証する行政評価委員会を設置し、評価の信頼性を高め、より市民目線に立った行財政運営に努めております。

本報告書は、みよし市が令和 6 (2024)年度に実施した事務事業の中から評価対象事業を選定し、担当課へのヒアリングを通して私ども行政評価委員会の評価結果をまとめたものです。

今後、この報告書が行政運営の改革・改善に寄与するとともに、みよし市民に対する行政サービスが不断に改善されていくことを期待しております。

みよし市行政評価委員会

会 長	村 松 幸 廣
副 会 長	望 月 恒 男
委 員	鵜 飼 俊 郎
委 員	小野田 恵 一
委 員	加 納 幸 治
委 員	伊 藤 武

2 評価の概要

(1) 評価の目的

事業の実施主体である行政職員による内部評価だけでなく、外部の評価を加えることで、評価の透明性を高め、その必要性や効率性をより客観的に評価することを目的としています。

また、評価を通じて行政職員の意識改革を促し、抜本的な行政改革やコスト削減を促進させる役割も担っています。

(2) 評価対象事務事業の選定

第2次みよし市総合計画と連動する施策の実現に向けた事務事業の評価を行うものです。

本年度は令和6(2024)年度に実施した評価対象となる事務事業のうち、本委員会委員からの評価事業を6事業選定しました。

(3) 評価対象事務事業

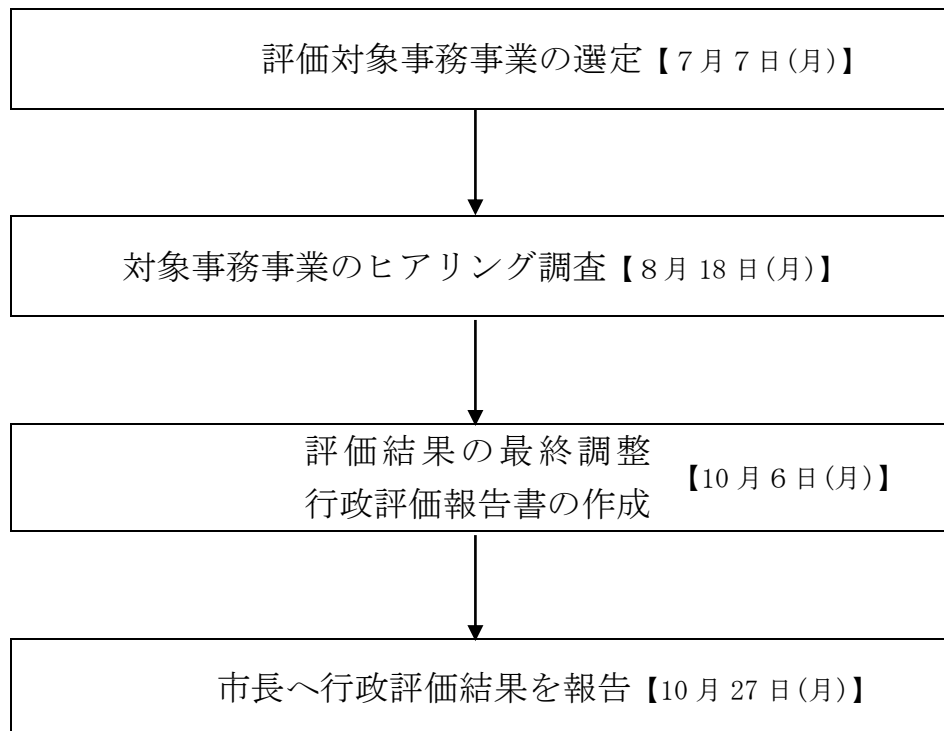
- ① 在宅医療連携推進事業
- ② 社会福祉団体活動支援事業
- ③ 都市公園整備事業
- ④ 都市計画道路整備事業
- ⑤ 職員任用事務
- ⑥ 公共交通推進事業

(4) 評価の区分（今後の事業の方向性）

今後の事業の方向性について、次の6つの項目で整理しました。

- ア 現状維持
- イ 改善
- ウ 拡大
- エ 縮小
- オ 統合
- カ 廃止・休止

(5) 評価の進め方



(6) 評価の基準

評価の実施にあたっては、次の4つの項目で評価を行い、今後の事業の方向性を総合評価しました。

- ① 行政が公費を投入して実施することが妥当か（妥当性）。
- ② 事業を廃止・休止した場合に市民が影響を受けるか（有効性）。
- ③ サービスを低下させずに総事業費を削減できないか。また、外部委託や類似事業との統合により事業費削減の余地はないか（効率性）。
- ④ 受益者負担は適切か（公平性）。

3 対象事業の概要と評価結果

1	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
対象事業	在宅医療連携推進事業	長寿介護課	豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう	現状維持
	事業概要			
	・市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、在宅医療と介護等の連携推進を目的とする。地域で活動する専門職のタイムリーな情報共有を図るため、ICTを活用した連携システム（電子@連絡帳）の導入や医療機関の在宅医療参入、継続しやすい体制を整備するため、共同で利用できる在宅医療機器購入（例：ポータブルエコー、ポータブル心電図等）を補助する。			
	実施の必要性			
	・第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画策定時のアンケート調査において、人生の最期をどこで迎えたいかという問いに対して、一般高齢者の35.6%が「自宅」を選択し、最も多かった。 ・自宅等で最期を迎える場合、医師、看護師、薬剤師等の医療関係者や介護サービス事業所等、多職種の関わりは必須であり、タイムリーな情報共有が重要である。 ・在宅医療機器がない場合、在宅療養を希望する市民は検査の都度、受診が必要となり身体への負担がかかる。 ・在宅医療機器の共同利用体制を整備することにより、医療機関が在宅医療を開始しやすい環境が作れ、在宅医療を実施する医療機関が増加することで市民の選択肢が広がると考える。			
	現在および将来の課題			
	・電子@連絡帳を利用する専門職について、ITを苦手とする人も多いため、更なる活用を目指すに当たり、操作説明会の実施や個別的な操作支援を継続して行うことが必要であると考え。 ・電子@連絡帳及び在宅医療機器ともに利用率を上げるため、豊田加茂医師会等関係団体と継続的に啓発活動を行う必要がある。			

評価結果	行政評価委員会の意見	
	今後の事業の方向性	

2	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
対象事業	社会福祉団体 活動支援事業	福祉課	豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう	現状維持
	事業概要			
	・地域福祉の推進は、社会福祉団体の活動が不可欠であるため、団体の活動に対し財政支援を行うことにより、団体の健全な運営を図るとともに団体が行う事業の活性化を図る。			
	実施の必要性			
	・福祉団体活動の維持や福祉事業所の運営に支障があり、市の社会福祉活動にマイナスの影響がある。 ・福祉団体は活動に必要な資金を自主財源だけで十分に賄うことが難しいため、補助金を交付することは妥当である。福祉サービス事業所の運営費補助については、事業所の健全運営を助長して社会福祉の増進に資するため、補助金を交付することは妥当である。			
	現在および将来の課題			
	・団体の会員数が伸び悩んでいる。補助金のあり方についても検討していく必要がある。			

評価結果	行政評価委員会の意見			
	今後の事業の方向性			

3	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
対 象 事 業	都市公園整備事業	公園緑地課	緑を守り育て、まちを美しくしよう	現状維持
	事業概要			
	・良好で快適な都市環境を創造するために、地域の実情に応じた緑豊かな公園施設等を整備します。 ・現在は三好公園、福谷公園、（仮称）荒畑公園の整備や整備を進めていくために必要な業務委託や用地買収などを主に行っております。			
	都市公園等供用面積 102.08ha [一人当たり都市公園等面積 16.64 m ² /人] 街区公園 42 箇所 近隣公園 5 箇所 地区公園 2 箇所 総合公園 1 箇所 都市緑地 46 箇所 緑道 4 箇所 計 100 箇所 ※令和 6 年度末時点			
	実施の必要性			
	・都市公園は自然や四季を感じることができる環境や遊具、休憩スペースなど市民の遊びや憩いの場所であり、また散歩やジョギングなど健康づくりもできる市民にとってニーズの高い公共施設です。また時には地域の催しなどの会場にもなるため地域においても必要な空間となっており、今後の市民ニーズも高いです。 ・公園は誰もが利用できる施設であることや基本的に無料で利用できる施設であることから民間ではなく行政で運営する施設となります。			
	現在および将来の課題			
	・未整備の公園の早期整備が課題となるが労務単価等の高騰の影響もあるため、国・県などの補助金で依存財源を確保しつつ、計画的な整備を進めていきたい。			

評 価 結 果	行政評価委員会の意見			
	今後の事業の方向性			

4	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
対象事業	都市計画道路整備事業	道路河川課	便利で快適な住環境をつくろう	現状維持
	事業概要			
	・市内に都市計画決定された都市計画道路を新設整備し、幹線道路網によるみよし市都市機能の向上を推進する。			
	実施の必要性			
	・都市計画道路は主要幹線道路や接続道路として機能を担っており、事業がなくなると新たな道路整備や拡張が進まないため、渋滞の発生や企業活動や商業活動にも支障をきたす可能性がある。 ・都市計画道路は市民の生活や経済活動の基盤となる重要な公共インフラであり、それを確保することは、管理者である市の責務である。			
	現在および将来の課題			
・都市計画道路事業は、民有地や公共施設を含む広範囲な土地利用調整を伴うため、土地買収や補償に関する交渉が長期化しやすい。 ・近年、地価及び工事経費が高騰しているため、税制負担が大きくなっている。				

評価結果	行政評価委員会の意見
	今後の事業の方向性

5	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
対象事業	職員任用事務	人事課	効果的・効率的で安定した 行財政運営	現状維持
	事業概要			
	・市職員としての適性を判断し、優秀な職員を採用するため、採用試験を実施する。 ・試験の実施にあたっては、みよし市の魅力を伝え、職務についても理解を得た上で、受験に臨んでもらえるよう啓発を行う。			
	実施の必要性			
	・採用活動に関するPRを廃止することにより、本市を受験する人数が減少し、優秀な人材を確保することが困難になる。 ・採用試験制度は、能力や適性を客観的に評価できる仕組みであり、その廃止は優秀な人材の発掘・育成が困難となる。 ・優秀な職員の採用が困難になることにより、行政サービスの質の低下につながる。 ・質の高い行政サービスの運営につながる人材を確保するために、本市が受験者の能力や適正を選考する必要がある。			
	現在および将来の課題			
	・人口減少や民間企業を選択する学生の増加に伴い、受験者数が減少傾向にある。受験者数の増加につながる啓発活動や採用試験の見直し等が必要となっている。			

評価結果	行政評価委員会の意見			
	今後の事業の方向性			

6	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
対象事業	公共交通推進事業	企画政策課	便利で快適な住環境をつくろう	現状維持
	事業概要			
	市内の交通空白地帯の解消等を目的とし、市民の足となる交通システムの整備を図るため、平成13(2001)年度からさんさんバスの運行を開始し、現在は9台体制で3路線を運行している。また、バス停までが遠く、バスの利用が不便な地域は乗継タクシーでの交通不便解消を図る。			
	実施の必要性			
	・高齢者、障がい者、学生など、自家用車を利用できない市民にとって、公共交通は日常生活の移動手段として不可欠であり、失われることで、病院・買い物・役所などへのアクセスが困難になり、健康や生活の質が著しく低下する恐れがある。 ・過疎地域や利用者の少ない路線では、民間事業者による採算性の確保が困難であるため、鉄道や路線バスが十分に整備されていない地域において、市民の移動手段を維持するためには行政の関与が不可欠である。			
	現在および将来の課題			
	・令和7年3月に改定されたみよし市地域公共交通計画に基づき、鉄道、路線バス、タクシーなどの公共交通が相互に連携し、協力をする体制を維持する。 ・利用者アンケートによると、行先や時刻表の見やすさの不満割合が一定数ある。利用者にとってわかりやすい情報提供を行うとともに、利用者が情報を積極的に受け取る意識醸成を図る。 ・さんさんバスの運行に適した次世代バスが存在せず、導入に至らなかった。今後は、運行に適した車両においてFCVを含めた低公害車両が量産化された場合には、積極的に導入を検討していく。 ・より多くの方にさんさんバスを知っていただく機会が必要と考える。引き続き、近隣市町や交通事業者と利用促進イベントを開催するなど、公共交通の関心向上を図っていく。			

評価結果	行政評価委員会の意見	
	今後の事業の方向性	

令和 6 (2024)年度外部評価事務事業 実施状況報告

番号	事務事業名	担当課	行政評価委員会の意見	今後の事業 の方向性	2 次評価結果に対する関連部局の考え方	令和 7 (2025)年度実施状況
1	環境美化推進事業	生活環境課	・現在実施している緑のカーテン事業については、リピーターもいることから継続して実施するべきだが、実施方法については苗から種の配布にするなどの改善も検討すべき。 ・環境美化推進大会の表彰は、文化の日と統合するなど、事業としては継続すべきだが、より効率的な運用方法への見直しが必要。 ・今後も市民への環境意識を高めるために継続して事業を実施しつつ、実施方法や取組内容の改善等は続けるべきである。	現状維持	・緑のカーテン事業については、実施方法については対象、配布方法等の改善を検討し事業を継続して実施する。 ・環境美化推進大会は開催せず、環境美化功労者の表彰は、他の表彰との統合を検討する。啓発ポスター募集、表彰は継続して実施するが、表彰、掲示等を見直し、検討します。 ・環境意識を高めるための最優秀賞を受賞した小学生の啓発ポスターを活用した啓発や、広報事業を実施するなど、より効果的、効率的な方法を検討する。	・緑のカーテン事業については、本年度からは苗の配布および表彰は実施しないこととし、環境意識を高めるため各家庭で自主的に取り組むこととした。 ・環境美化推進大会については、環境美化功労者の表彰は文化の日記念式典と統合する。啓発ポスターの募集は継続して実施することとし、表彰については各学校での表彰とする。 ・受賞したポスターは啓発看板のデザインとして採用し、市内各所に設置を予定している。また、新たに広報による啓発の実施を予定している。
2	いきいきクラブ活動補助事業	長寿介護課	・いきいきクラブ活動補助事業自体は継続するが、会員の減少が課題となっており、会員数を増加させるためには、会員になるメリットを増やす必要がある。 ・クラブ役員の負担が多い現状もあり、クラブを退会する人や入会を拒まれるケースもあるため、そういった場合の対策などが必要である。 ・いきいきクラブ活動の活性化のため、社会福祉協議会と連携を密にし、市も積極的に関わっていくべきである。	現状維持	・今後もいきいきクラブ活動補助事業は継続していく。 ・入会におけるハードルを下げられるよう、負担となっている役員事務の洗い出し及び見直しを行っていく。 ・いきいきクラブの活動内容をより魅力あるものにし、サインージ等を活かした周知をすることで、事務局である社会福祉協議会と連携をとりながら会員数の確保に努めていく。	・今年度もいきいきクラブ活動補助金を交付し、いきいきクラブの活動を継続的に支援している。 ・いきいきクラブの事務局である社会福祉協議会と連携を密にし、会員数が減少している現状を踏まえ、その要因を分析し、効果的な会員数確保対策を検討し、実施していく。
3	商工団体振興補助事業	産業振興課	・市内の商工業の育成、発展を促進するために必要である。 ・近年の物価上昇、人件費増加を鑑み、補助額を検討する必要がある。	現状維持	・商工会や諸団体、及びその会員が実施する各事業の実施状況を聞き取りにより把握し、より効果的・効率的に事業が展開できるよう補助を行っていく。 ・近年の物価上昇、人件費の増加に鑑み、商工会や商工諸団体の要望を適切に把握し、適正な補助額を予算化し、商工会及び商工諸団体の活動を支援する。	・商工会が実施する、経営相談、金融相談、労働相談、情報化の推進、各種講習会等商工業の振興に資する事業に対し、補助金を交付し、みよし市内の商工業の発展及び充実を図ります。 ・工業経済会が行う振興事業及び研修事業に対し補助金を交付し、研修会、市政懇談会の開催など、会員の資質向上及び会員相互の情報交換等、商工団体の活動を支援します。 ・雇用対策協議会が行う企業説明会に対し、補助金を交付することにより、企業の雇用促進の支援をすることができた。特に、昨年度まで近隣市町合同で開催していた、就職活動中の学生向け「地元企業就職ガイダンス」を今年度から本市単独で開催する予定であり、地元企業の雇用の確保に一層の支援をしてまいります。 ・補助金の予算化に当たっては、各団体へのヒアリングのほか、団体からの要望書の内容を把握し、より効果的な事業展開を支援してまいります。
4	平和を紡ぐつどい開催事業	福祉課	・戦没者追悼式は国も変わらず実施している事業であり、非核平和都市宣言をした本市の姿勢としても、継続して実施していくべきである。 ・継続して実施することは前提のうえで、遺族の高齢化等から遺族への負担が過度なものとなっていることも踏まえ、遺族の当該事業への関与を最小限にとどめる必要がある。	現状維持	遺族に負担がかからないような形で戦没者への追悼と、今日の平和を恒久のものとして次代へ継承していくため「平和を紡ぐつどい」を実施していく。	平和を紡ぐつどい（開催予定） 日時：令和 7 (2025)年9月 1 3 日（土） 午前 1 0 時から 1 1 時 5 0 分まで 場所：カネヨシブレイス小ホール 内容：第一部 戦没者の追悼（福祉課担当） 追悼のことば、参加者による献花 第二部 平和をつむぐ（総務課担当） ①中学生平和学習広島派遣報告 ②被爆ピアノ演奏会

番号	事務事業名	担当課	行政評価委員会の意見	今後の事業 の方向性	2次評価結果に対する関連部局の考え方	令和7(2025)年度実施状況
5	行政評価システム事業	企画政策課	・各課で事務事業を見直すきっかけとなるため、必要な事業である。 ・職員の事務の負担が大きいため、内部評価の評価シートの簡素化や、評価対象事業の削減、項目の洗い出しなどにより、評価方法を見直す必要がある。 ・総合計画、実施計画、予算の事務でも、それぞれの事務事業を確認する機会はあるため、各事業との連携方法について見直すべきである。	見直し（改善）	・次年度以降も事務事業評価は実施していく。 ・評価対象事業について、次年度は市の裁量がない法定受託事務については、評価対象外とする。 ・様式についても、簡素化を目指して検討していく。	・令和7(2025)年度の行政評価（令和6(2024)年度実績分）から、評価方法を変更した。 ・これまで別々に評価を行ってきた施策評価及び事務事業について一体的に評価を行うことを目的に、評価シートを統合するとともに、必要とする評価項目を絞ることで様式の簡素化を図った。 ・施策評価については、これまで第2次みよし市総合計画における取組方針を施策として評価を行っていたが、評価対象となる施策を下層の取組分野とすることで、より具体的な施策（取組内容）に対する評価を行うこととした。 ・事務事業評価については、評価対象とする事務事業の精査を行い、第2次みよし市総合計画の体系に基づく事務事業のみを対象として評価のスリム化を図った。
6	計画行政推進事務	企画政策課	・設置当初の経緯と、現在の維持管理の方向性に相違があるため、根本的に彫刻をどう扱っていくか考える必要がある。 ・今後、修繕や撤去をする必要が出てきた際に備え、各彫刻の作者には早急に修繕等の了承を得ておくべきである。 ・「彫刻のまちみよし」というコンセプトを今後も継承していくか、継承するならばさらにPRをする必要がある。	見直し（改善）	・今後のため、各彫刻の作者に対して、修繕等の了承を得るために、連絡をとっていく。 ・「早急な改善が必要」と判断されている彫刻については、順次修繕を行っていく。	令和7(2025)年度末までに、「早急な改善が必要」と判断されている1作品について、作者に了承を得た上で修繕を行った。